

「橿原市市民活動推進会議」市民公募委員募集要領

令和 7 年 4 月 1 日

市民と行政の協働によるまちづくりを目指し、その実現に向けた施策への提案・提言や、「市民活動公募事業」についての検討・評価を行い、市民活動の推進を図るため「橿原市市民活動推進会議」の市民公募委員を、次の要領により募集します

審議会等の名称	橿原市市民活動推進会議
担当事務局	総務部 市民協働課
募集定員	2 人
委員の任期	令和 7 年 7 月 1 日から令和 9 年 6 月 3 0 日まで
橿原市市民活動推進会議の概要	(1) 市民との協働によるまちづくりを推進するための施策等についての提案及び提言に関すること。 (2) 市民活動団体（公共的かつ公益的な活動（政治活動、宗教活動等を除く。）を行う市民団体をいう。以下同じ。）の育成及び支援に関すること。 (3) 市と市民及び市民活動団体とが協働で行う事業の促進に関すること。 (4) 市民活動団体から提案された事業の審査に関すること。 (5) その他「市民と行政の協働を進めるまち」の実現のために市長が必要と認める事項に関すること。
応募資格	次の条件を全て満たす方 (1) 橿原市に引き続き 1 年以上居住されている方で、応募時の年齢が満 18 歳以上の方 (2) 委員に選任される日において、橿原市その他の審議会等の委員でない方 (3) 国又は地方公共団体の職員（特別職を含む。）でない方 (4) 市民協働の推進に関心があり、意欲を持って取り組める方 (5) 会議に出席できる方
募集方法	申込書と小論文（「市民と行政の協働について」800 字以内）を事務局へメール又は郵送（必着）、持参 ※メールの場合、PDFで送付をお願いいたします。 【周知については、市広報、ホームページ及び窓口での要領配布による。】
募集期間	令和 7 年 4 月 1 日（火）から令和 7 年 4 月 2 1 日（月）まで
選考方法	書類選考（選考委員会として「橿原市市民活動推進会議」を以って充てる。）により決定する。
選考結果	選考結果は、応募者全員に通知し、応募者の個人情報に該当するものを除き、公開する。
委員の報償費	日額 10,000 円 年に数回開催（予定）
選任に関する特例	公募を行った場合において、応募人数が募集定員に満たなかったとき、又は選考の結果、該当者がなかったときは、再公募を行うものとする。
お問合せ先（事務局）	橿原市役所 総務部 市民協働課 市民活動推進係 TEL 0744-47-0766 Fax 0744-47-2381 メールアドレス kyodo@city.kashihara.nara.jp

「檀原市市民活動推進会議」市民公募委員申込書

提出日 令和 年 月 日

審議会等の名称	檀原市市民活動推進会議
住所	檀原市 町
氏名	
生年月日	年 月 日生
連絡先	電 話 F A X メールアドレス
公益活動等の経験 有 ・ 無	有 ・ 無 （どちらかに○） 有る場合は、具体的に記入をお願いします。
応募動機	
自己PR	

「檜原市市民活動推進会議」小論文

提出日 令和 年 月 日

テーマ	市民と行政の協働について
氏名	